

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	鯖江市

鯖江市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名	鯖江市産業交流部農林政策課
所 在 地	福井県鯖江市西山町 13 番 1 号
電 話 番 号	0778-53-2232
F A X 番 号	0778-51-8153
メールアドレス	SC-NoSeisaku@city.sabae.lg.jp

平成 20 年 9 月 25 日策定
 平成 23 年 7 月 1 日改正
 平成 25 年 4 月 1 日改正
 平成 26 年 4 月 1 日改正
 平成 29 年 5 月 1 日改正
 令和 2 年 4 月 1 日改正
 令和 5 年 4 月 1 日改正
 令和 5 年 12 月 1 日改正
 令和 8 年 4 月 1 日改正

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ・ハクビシン・ニホンイタチ・シベリアイタチ等、カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、ツキノワグマ
計画期間	令和８年度～令和１０年度
対象地域	鯖江市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和７年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンジカ	林業被害、水稲、野菜	1.54 ha 1,146 千円
イノシシ	水稲、野菜、大豆、イモ類	0.85 ha 1,250 千円
ニホンザル	野菜、果樹、イモ類	0 ha 0 千円
アライグマ・ハクビシン等	野菜、果樹	0.004 ha 6 千円
カラス類	水稲、果樹	0.00 ha 0 千円
ツキノワグマ	－	－ ha ー 千円

(2) 被害の傾向

【ニホンジカ】

市西部の吉川地区、豊地区にかかる三床山周辺での大麦、水稲、葉物野菜等の農作物被害が確認されており、山中での樹皮剥ぎ、角とぎ、糞塊等の痕跡のほか、ニホンジカの影響と思われる下層植生の衰退が確認されている。市東部の片上・北中山・河和田地区においては、山ぎわだけでなく集落付近での目撃、食害等について相談が増加している。独立峰である越前市境の三里山では生息数が増加し麦の食害が発生、福井市境の経ヶ岳ではセンサーカメラにニホンジカが写り、生息が確認されている。市中心部の長泉寺山でもシカが撮影されており、今後の被害の増加が懸念される。

【イノシシ】

市内全地区（鯖江・神明・新横江・中河・片上・立待・吉川・豊・北中山・河和田）で生息が確認されている。山ぎわの集落による山ぎわ獣害防止柵等の対策が進んでいるが、以前の豚熱時から被害への関心低下が起こっており、個体数回復に伴い一部の地域で被害の増加が起こっている。

また、未対策の山ぎわ付近の集落、農地において一部被害が発生しており生活被害への懸念の相談が寄せられている。

【ニホンザル】

豊、吉川地区を行動域とする越前B群（R8. 3. 31現在 推定5頭）と、河和田、北中山地区と、三里山周辺地区を行動域とする越前C群（R6. 4現在 推定31頭）、池田A群（R5. 3. 31現在推定30頭）の3つの群れが確認されている。行動域の山ぎわ付近に立地する家庭菜園等を中心に1年をとおして被害が発生している（春はイチゴ・タネイモ・タネモミ、夏はきゅうり・トマト・スイートコーン・ナス・タマネギ・ジャガイモ・カボチャ、秋は水稻・ニンジン・カキ・クリ、冬はダイコン・白菜など）。このほか、作業小屋への侵入など生活被害が発生し、数字で確認できる被害以上に、農家・住民への心理的なダメージ、負担が大きく、農業への意欲、いきがいの著しい低下が懸念される。

越前B群、C群ともに、行動域を共有する越前市、越前町と協力し、悪質な個体の選択的捕獲等を行いながら、群れの加害レベルの維持・低下や、群れ管理が容易な規模が維持されるように対策を実施している。

越前B群、C群ともに、毎年の捕獲により群れを縮小させているものの、群れの加害レベルが低下していないため、引き続き監視が必要である。

越前B群は、捕獲が進んだことにより農作物被害は低減しているが、一部冬の間に家屋侵入がある。

【アライグマ、ハクビシン、ニホンイタチ・シベリアイタチ等】

市全域で目撃、痕跡、被害の情報がある。さまざまな獣種が入り交じり被害が多様化しており、加害個体の特定が困難な状態にある。春から夏にかけて農作物被害（果樹・トマト・ウリ類・スイートコーン等）が顕著になる。このほか、一年をとおして家屋侵入等による生活被害（建屋破壊・糞尿害）が発生しており、獣の拠点となる空き家の増加から、今後ますます被害が増加している。空き家が獣の住処となる事例が見られるため、増加傾向にある空き家について、獣の侵入・定着を防ぐ対策が求められる。

【カラス類】

水稻直播の技術向上や、追い払い等により被害は抑えられているものの、依然として水稻の移植苗の踏み荒らし、夏野菜、果樹の被害が発生している。この他、市街地の電柱・架線付近での糞害等による生活被害が発生している。被害は変動が大きい。

【ツキノワグマ】

片上・北中山・河和田地区で多数目撃情報、また、吉川・豊地区でも過去に目撃情報がある。また、鯖江・新横江・神明・中河地区の平地においても、河川や断層を利用した侵入事案が発生している。集落内のカキ・クリ・イチヨウへの食害がある他、これらに誘引され民家付近にも出没することがあるため、人身事故につながる可能性もある。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和７年度）	目標値（令和１０年度）
----	------------	-------------

被害金額	2,528千円	1,500千円
被害面積	2.46ha	1.5ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・地元猟友会の協力による捕獲隊の編成、捕獲檻、くくりわなによる被害の実態にあわせた計画的な捕獲の実施。 ・捕獲の担い手対策として、狩猟免許取得者に対する補助制度の整備。 ・保護区域、特定猟具禁止区域等での政策的な捕獲	・捕獲隊の担い手である熟練ハンターの高齢化 ・捕獲の担い手となるハンターの銃や、わなの取扱い技術の維持、向上 ・捕獲への関心のみが偏重し、防除意識の希薄化 ・集落におけるわなの設置場所や、埋設処分場所の選定 ・ニホンジカ等の捕獲数の増加に伴う処分方法の検討 ・狩猟免許所持者による無許可捕獲、未所持者による違法捕獲 ・空き家の増加と空き家を拠点とする野生動物の活動域の拡大、空き家への防除対策や捕獲が困難
防護柵の設置等に関する取組	・集落ぐるみや、集落連携により山ぎわ獣害防止柵（電気柵・ネット柵）の整備。また、これらの点検・維持管理の推進。 ・ウシの里山林内放牧による緩衝帯の整備。 ・ニホンザルに発信機を装着し、位置情報の探査と活動域の調査、ロケット花火、エアガンによる追い上げ・追い払い活動の実施。 ・市街地に糞害をもたらすカラスの追い払い。 ・中型哺乳類による園芸作物被害を抑制する防除実装。	・市内の山ぎわ電気柵の整備進展に伴い、山ぎわ集落のうち、社会的事情による整備が困難な集落や非農家が中心の集落、住宅団地が取り残されており、農地へのまわりこみ被害や、生活被害が懸念されている。 ・山ぎわ獣害防止柵（電気柵・ネット柵）の点検・維持管理の担い手の高齢化、減少。またこれに伴う負担の増加。 ・イノシシ対策として普及してきた山ぎわ獣害防止柵（電気柵・ネット柵）のニホンジカ防除への機能向上。 ・ニホンザル対策型の防除柵の検証・普及 ・中型哺乳類対策型の防除柵の普及・推進

人材育成に関する取組	・地域住民自らが適切な対策を取れるよう対策技術指導と対策指導員の養成研修を実施。 (1) 地域リーダー育成講習会（電気柵の設置前後の集落勉強会/集落点検活動）の実施 (2) けものアカデミーの実施 ・「けもの情報交換会」の開催 ・「サルどこネット」を活用したニホンザルの位置情報発信や、被害防止対策、追払方法についての出前講座	・地域人材（リーダー）が、地域で登用される仕組みが不足している。 ・実施隊、市職員など指導的な立場となる人材について、技術・知識の継承が進んでいない。 ・高齢化が進む山ぎわ獣害対策集落で、新たな世代への対策の継承が進んでいない。 ・ニホンザルの位置情報発信や、追い上げ、追い払いにおける集落住民の担い手の不足。 ・多様な世代を巻き込んで人材を育成していく必要があるが、裾野の拡大が進んでいない。
-------------------	---	---

（５）今後の取組方針

市民主役で取り組む地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。 ・計画的で効果的な有害鳥獣の駆除への取り組み ・集落ぐるみでの電気柵・ネット柵の設置支援 あわせて、隣接市町と連携した技術・知識等の継承、捕獲を検討する。 近隣市町と情報を共有して、効果的な鳥獣害対策の推進につなげる

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・地域リーダー、専門家、市職員等で鳥獣被害対策実施隊を編成し、ニホンザルをはじめとする鳥獣被害の情報収集、対策を行う。 ・地元猟友会、有資格者の市職員等で構成する有害鳥獣捕獲隊によって、イノシシ、ニホンジカの政策的な捕獲のほか、農業被害、生活被害等を引き起こす有害鳥獣の対応を行う。 ・鳥獣被害対策実施隊、捕獲補助者による集落捕獲の取組を検討し、集落における水際対策を強化する。 ・アライグマ等の特定外来生物の捕獲については一層強化を図り、行動生態に基づく効果的な手法により、捕獲の取り組みをさらに強める。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ・ ハクビシン・ ニホンイタチ ・シベリアイ タチ等 カラス類 ツキノワグマ	・捕獲わなによる捕獲の継続（はこわな、くくりわな） ・囲いわな×ICTわな、カメラの運用を2地区で実施 ・サル群れの管理、及び捕獲 ・狩猟免許試験受験者への助成 ・捕獲補助員制度の運用 ・アライグマ捕獲従事者講習会
令和9年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ・ ハクビシン・ ニホンイタチ ・シベリアイ タチ等 カラス類 ツキノワグマ	・捕獲わなによる捕獲の継続（はこわな、くくりわな） ・囲いわな×ICTわな、カメラの運用を2地区で実施 ・サル群れの管理、及び捕獲 ・狩猟免許試験受験者への助成 ・捕獲補助員制度の運用 ・アライグマ捕獲従事者講習会
令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ・ ハクビシン・ ニホンイタチ ・シベリアイ タチ等 カラス類 ツキノワグマ	・捕獲わなの整備による捕獲の継続（はこわな、くくりわな） ・囲いわな×ICTわな、カメラの運用を2地区で実施 ・サル群れの管理、及び捕獲 ・狩猟免許試験受験者への助成 ・捕獲補助員制度の運用 ・アライグマ捕獲従事者講習会

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
有害鳥獣の近年の捕獲実績、生息状況	
【ニホンジカ】	
捕獲実績	H29 0頭 H30 3頭 H31・R1 0頭 R2 1頭 R3 8頭 R4 1頭 R5 3頭 R6 4頭 R7 52頭
市西部（越前市境・越前町境）の三床山沿いの豊、吉川地区、市東部（越前市境・福井市境）の山沿いの片上・北中山・河和田地区、市中央部越前市境の三里山、市中央部福井市境の経ヶ岳など、市内全域の山中に生息域が拡大している。山中の植生の状況を鑑みると、市西部の衰退が進行して	

おり、他地域と比較して生息密度が高いと思われる。

福井県特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に則り、捕獲を推進する。

【イノシシ】

捕獲実績	H22	27頭	H23	17頭	H24	65頭	H25	61頭
	H26	47頭	H27	64頭	H28	33頭	H29	32頭
	H30	37頭	H31・R1	33頭	R2	4頭	R3	8頭
	R4	25頭	R5	33頭	R6	17頭	R7	32頭

豚熱流行後の個体数の回復により、一部の地域で被害が増加してきている。

猟期においてハンターが入らない鳥獣保護区域や銃猟禁止区域は個体数を減少させる要因に限られるため、有害捕獲を実施していくうえで特に留意する必要がある。

【ニホンザル】

捕獲実績	H22	0頭	H23	0頭	H24	0頭	H25	3頭
	H26	5頭	H27	0頭	H28	8頭	H29	5頭
	H30	4頭	H31・R1	6頭	R2	8頭	R3	4頭
	R4	2頭	R5	7頭	R6	10頭	R7	2頭

鯖江市西部（豊、吉川、立待地区）を行動域にもつ越前B群（R7.3現在：約5頭）と、鯖江市東部（河和田、北中山地区）を行動域にもつ越前C群（R7現在：約30頭）、池田A群（R7現在：約30頭）の2群を確認している。福井県特定鳥獣管理計画（ニホンザル）に基づくユニット会議や丹南5市町で構成する広域協議会で群れの管理方針について検討している。

B群、C群ともに悪質個体の選択的捕獲等を用いて群れのサイズを縮小させてきたものの群れの加害レベルが低下しおらず、今後の群れ管理を実施するうえで課題となっている。

【カラス類】

捕獲実績	H22	43羽	H23	35羽	H24	0羽	H25	0羽
	H26	0羽	H27	0羽	H28	0羽	H29	2羽
	H30	0羽	H31・R1	0羽	R2	0羽	R3	0羽
	R4	0羽	R5	0羽	R6	0羽	R7	2羽

カラス類は、鯖江駅周辺を中心に、架線、建屋等に留まり周囲に糞害をもたらすなど市全域で被害が報告されている。銃器による捕獲は、水稻直播の耕種的対策技術の向上によりH24以降行っていない。

個体数調整のために捕獲を実施するのはカラス全体の生息数を鑑みると抜本的な解決には至らないため、カラスを一定の場所に滞留させない緊張関係を構築する追い払い方法を研究したい。

【アライグマ・ハクビシン・シベリアイタチ等】

捕獲実績	H22	69頭	H23	32頭	H24	34頭	H25	51頭
	H26	56頭	H27	60頭	H28	48頭	H29	54頭

H30	38頭	H31・R1	32頭	R2	40頭	R3	34頭
R4	56頭	R5	92頭	R6	120頭	R7	118頭

過去に行った市内の神社仏閣調査の痕跡確認結果や市民の相談等から、市内全域で多様な獣種が入り交じって生息が確認されている。とくにシベリアイタチに関する相談件数、捕獲数が多く、生息数増加が懸念されていたが、令和5年度より捕獲を実施し相談件数は減少している。アライグマに関しては、寺社や一般住宅の屋根裏で出産した母子を丸ごと捕獲できた事例もあり、依然として生息数の増加が課題である。

市内の空き家が増加しており、これを拠点とする獣類が今後ますます増加していくものと考えられる。

【ツキノワグマ】

捕獲実績	H22	5頭	H23	0頭	H24	0頭	H25	0頭
	H26	0頭	H27	0頭	H28	0頭	H29	0頭
	H30	0頭	H31・R1	0頭	R2	0頭	R3	0頭
	R4	0頭	R5	1頭	R6	0頭	R7	3頭

市東部（河和田、北中山、片上地区）の山中で主に生息していると考えられている。市西部（豊、吉川地区）の三床山周辺に常在しているクマはいないと考えられているが、撃越前町円生山地に周年生息するクマが確認されており注意が必要である。また、三里山周辺地区でも、夏にカメラによりクマが確認されており、今後も注意が必要である。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
ニホンジカ	55頭	60頭	60頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
アライグマ・ハクビシン・ニホンイタチ（オス）・シベリアイタチ等	100頭	100頭	100頭

捕獲等の取組内容			
・ニホンジカ	囲いわな、箱わな、くくりわな	通年	市内全域
・イノシシ	箱わな	4～10月 ※通年	市内全域 ※保護区等
・ニホンザル	箱わな、麻酔銃	通年	豊、吉川、河和田、北中山地区
・アライグマ、ハクビシン、ニホンイタチ（オス）・シベリアイタチ等	箱わな	通年	市内全域
・ツキノワグマ	箱わな（ドラム缶檻）	3～12月	鯖江・新横江・豊、吉川、河和田、北中山、中河、片上地区

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	電気柵 2.0km ネット柵0.5km	電気柵 2.0km ネット柵0.5km	電気柵 2.0km ネット柵0.5km
シカ	5段ネット柵 1Km	5段ネット柵 1Km	5段ネット柵 1Km
サル	電気柵（おじろ用心棒方式） 0.1km	電気柵（おじろ用心棒方式） 0.1km	電気柵（おじろ用心棒方式） 0.1km
アライグマ・ハクビシ ン・ニホンイタチ・シ ベリアイタチ等	複合柵（楽落君方式） 0.1km	複合柵（楽落君方式） 0.1km	複合柵（楽落君方式） 0.1km

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8 年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ・ハクビシン・ニホンイタチ・シベリアイタチ等 カラス類 ツキノワグマ	・けものアカデミー及び地域リーダー育成研修会の開催 ・学生や外部人材等の受入、住民との交流など、鳥獣がい対策への関心を高める取組 ・遊休農地の解消、秋起こしの推進、放任果樹の収穫・伐採など、鳥獣を寄せ付けにくい集落環境の整備推進 ・ニホンザルの発信機装着、群れの追跡、位置情報発信、追い払いの実施 ・里山林内放牧による緩衝帯の整備・維持 ・集落点検の実施検討 ・アライグマ、ハクビシン等に有効な「楽落くん方式」の電気柵普及の検討 ・鳥獣別の被害防止対策の情報発信 ・ICT等先進技術の活用
9 年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ・ハクビシン・ニホンイタチ・シベリアイタチ等 カラス類 ツキノワグマ	・けものアカデミー及び地域リーダー育成研修会の開催 ・学生や外部人材等の受入、住民との交流など、鳥獣がい対策への関心を高める取組 ・遊休農地の解消、秋起こしの推進、放任果樹の収穫・伐採など、鳥獣を寄せ付けにくい集落環境の整備推進 ・ニホンザルの発信機装着、群れの追跡、位置情報発信、追い払いの実施 ・里山林内放牧による緩衝帯の整備・維持 ・集落点検の実施検討 ・アライグマ、ハクビシン等に有効な「楽落くん方式」の電気柵普及の検討 ・鳥獣別の被害防止対策の情報発信 ・ICT等先進技術の活用
令和 10 年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ・ハクビシン・ニホンイタチ・シベリアイタチ等 カラス類 ツキノワグマ	・けものアカデミー及び地域リーダー育成研修会の開催 ・学生や外部人材等の受入、住民との交流など、鳥獣がい対策への関心を高める取組 ・遊休農地の解消、秋起こしの推進、放任果樹の収穫・伐採など、鳥獣を寄せ付けにくい集落環境の整備推進 ・ニホンザルの発信機装着、群れの追跡、位置情報発信、追い払いの実施

		・ 里山林内放牧による緩衝帯の整備・維持 ・ 集落点検の実施検討 ・ アライグマ、ハクビシン等に有効な「楽落くん方式」の電気柵普及の検討 ・ 鳥獣別の被害防止対策の情報発信 ・ ICT等先進技術の活用
--	--	--

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	鯖江市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
鯖江市産業交流部農林政策課	捕獲施設の整備、捕獲許可、事務局、情報発信 人づくり、調査・解析、技術指導
福井県丹南農林総合事務所経営支援部	被害防止対策指導・コーディネート
福井県丹南農林総合事務所林業部	森林被害対策・適正な捕獲の指導
J A 福井県	被害情報の把握・防除の推進
福井県農業共済組合	被害情報の把握・広域被害の提供
越前福井森林組合	被害情報の把握・防除の推進
福井県猟友会鯖江支部（鯖江猟友会）	捕獲の実施・生息状況の把握
鳥獣保護巡視員	生息状況の把握
鯖江警察署	安全管理
農家組合長協議会	農業者意見の取りまとめ、伝達
区長会	住民意見のとりまとめ、伝達

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
丹南地域鳥獣害対策連絡会	効率的、広域的な農林業被害予防のための情報交換
丹南地域有害鳥獣対策協議会	サル・シカ被害対策のための生息状況の把握、捕獲体制の整備、対策技術の情報交換など広域的な対策の推進
鯖江市都市整備部土木課	森林被害防除策の推進

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員 17 名（うち 15 名は、わな猟免許所持者）。地域リーダー 4 名。令和 7 年 3 月 2 日より、猟友会（わな猟免許・銃猟免許を所有）の 8 名が追加となり、令和 8 年 4 月 1 日よりさらに 3 名追加となる。今後、民間隊員も含めて編成予定。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

このほかの鳥獣による被害が発生した場合はその都度、県や関係機関と協議して計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

中獣類については学術研究への利用を検討したうえで、感染源とならないよう動物用焼却炉で焼却する。
捕獲した大型獣類については利活用に努めるとともに、焼却・埋設等適切な処理をする。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

科学的な知見から対策が進められるよう、正確な被害情報の把握に努める。被害情報は被害マップにまとめ、次年度の被害防止計画作成のため地域に還元する。
関係機関職員の研修に努め、地域リーダーを育成できる体制を整備する。